

旧優生保護法による 優生手術などを受けた方へ 一時金を受けとることができます。

「旧優生保護法一時金支給法」の趣旨について

平成31年4月24日に「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されました。

法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。

法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術（生殖を不能にする手術）を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

一時金の金額

320万円（一律）

請求手続きについて

- 請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。
- お住まいの都道府県の窓口へ請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省の特設サイトに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。

【請求期限：令和6年4月23日】

お問い合わせ先

具体的な一時金の請求や相談に関することは、
お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。



厚生労働省特設サイト

厚生労働省
旧優生保護法一時金相談窓口

☎ 電話番号 03-3595-2575 ☎ FAX 03-3595-2753
✉ メールアドレス ichjikin@mhlw.go.jp
🕒 受付時間 10:00～18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）



旧優生保護法一時金支給法の施行状況について

1. 法律概要 (平成31年4月24日成立、同日公布・施行。議員立法)

- 対象者： 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者
- 支給額： 320万円（一律）
- 認定審査： 資料により手術等の実施を確認できる場合を除き、認定審査会において審査
- 請求期限： 5年間（令和6年4月23日まで）

2. 請求審査等の状況 (令和5年3月末現在)

○請求件数 1,224件

○認定件数 1,047件（男性284件、女性763件）

うち審査会の審査が不要であったもの 130件
 審査会の審査結果に基づき認定したのもの 917件

(単位：件数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
請求受付件数	891	148	113	72	1,224
認定件数	529	370	91	57	1,047

30歳代	0
40歳代	9
50歳代	41
60歳代	304
70歳代	378
80歳代	243
90歳代	71
100歳代	1
合計	1,047

○不認定件数 121件

※「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」という判断基準の下、広く支給対象にしていく方向で審査が行われている。不認定となる事例は、一時金法の対象期間外であるケース、不妊手術の事実が認められないケース、不妊手術は行われていた可能性があるものの優生思想を背景とする手術と認められないケース等（重複有り）。

○相談件数 のべ6,956件（国：のべ758件、都道府県：のべ6,198件）

※主な相談内容：請求方法、対象となる手術の内容、請求窓口、自分・親族が支給対象となり得るか 等